様式第７号（第８条関係）

（表）

|  |
| --- |
| 身分証明書  第　　　　　号  　　　　　　所　　属  　　　　　　氏　　名  　　　　　　生年月日  　上記の者は、景観法第17条第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び同条第7項の規定により立入検査又は立入調査をすることができる者、同法第23条第2項の規定により原状回復等を行おうとする者であることを証明する。  　　　　　　年　　月　　日（有効期限　交付日から２年）  三股町長　　　　　　　　印 |

（裏）

|  |
| --- |
| 景観法（抜すい）  第17条(変更命令等)  6 　前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(略)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。(以下略)  7 　景観行政団体の長は、(略)景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施現状を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。  8 　第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。  9 　第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  第23条(原状回復命令等)  2 　前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。 |